

国空予管第446号  
平成24年3月23日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

### 入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4及び「国土交通省航空局競争契約入札者心得について」（平成24年3月23日付け国空予管第443号。以下「入札者心得」という。）第3条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第2号に規定する場合（第72項第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について（通知）」（平成18年9月8日付け国総入企第29号）により、実施要領（案）が示され、導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これを受けて、予決令第77条第2号の規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」（平成24年3月23日付け国空予管第445号。以下「入札保証取扱通達」という。）に定めるとともに、当面、入札保証取扱通達及び下記の各事項に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

ただし、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に航空局予算・管財室に協議されたい。

なお、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成22年5月20日付け国空予管第217-4号、国空技企第20-2号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

## 記

### 1 入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第2号に規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところであるが、下記2の対象事業については、会計法第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予決令第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合については、予決令第77条第2号の運用として、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

### 2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月16日付け国官会第22号）第4条別表第二に定める業種区分のうち土木工事業及び建築工事業については、1件につき予定価格が3億円以上の工事、専門工事については、1件につき予定価格が「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」（平成6年1月18日付け閣議了解）の具体的措置として示されている国が発注する工事の基準額である450万SDR以上の工事とするものとする。なお、当該基準額については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項の規定により、財務大臣が定めるため、当該基準額の邦貨換算額及び適用期間については別途通知する。ただし、施設等の機能保持又は現状回復のための維持工事を除く。

### 3 手続

対象事業に係る手続については、会計法令はじめ「航空局における一般競争入札の実施について」（平成6年8月4日付け空経第722号）、「航空局における一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月12日付け国空予管第415号）及び入札者心得等によるほか、入札保証取扱通達及び下記4に定めるところにより行うこととする。

#### 4 「一般競争入札方式の実施について」等の特例について

上記2の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。

- ① 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。
- ② 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札保証金の納付に代わる担保としての国債については、入札書の提出期限の日までに振替手続きが完了するのを考慮した期日、それ以外については入札書の提出期限の日までとする。
- ③ 書類の提出先は、契約担当課とするものとする。
- ④ 書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。
- ⑤ 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第1項に定める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、契約担当官等が指定する日（ただし、落札者決定の日までとする。）までに、所定の資料の提出を求めることとする。
- ⑥ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
- ⑦ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- ⑧ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする [別添1において標準入札公告例を示す。]。
- ⑨ ①から⑦までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする [別添2において標準入札説明書例を示す。]。

附則（平成24年3月23日 国空予管第446号）

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。

(別添1) 標準入札公告例

(○) 入札保証金及び契約保証金

○ 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

イ 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日(○)から平成〇〇年〇〇月〇〇日(○)

【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日まで】

(利付国債の提供の場合は平成〇〇年〇〇月〇〇日(○))まで

【※入札書の提出期限の日までに振替手続が完了するのを考慮した期日の日まで】

但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く10時00分から17時00分までの間。

ロ 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇航空局〇〇課〇〇係

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

ハ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送する(書留郵便と同等のものに限る。)ことにより行うものとする。

ただし、提出の期限の日までに必着とする。

【注】入札保証金の取扱いに関する試行についての追記事項としての記載例とする。

(別添2) 標準入札説明書例

○. 入札保証金及び契約保証金

○ 入札の保証について

(1) 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札参加者は、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

イ 入札保証金に係る保管金として〇〇航空局の保管金取扱店に入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額の金銭を納付し、保管金取扱店から交付を受けた保管金領収証書及び保管金提出書を提出すること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇)」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

② 入札保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料

イ 入札保証金に代わる担保として入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額の利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等により作成された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料を提出すること。

ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(取扱主任官 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇)」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

ホ 利付国債の提供による場合は、担保の提供が完了するまでに振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期

限から十分余裕を持って手続きをすること。

③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

イ 落札者が契約を結ばないことによる損害金として入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額を出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)が支払を保証する保証書を提出すること。

ロ 保証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、書類の提出日から契約担当官等が指定する日(落札者決定の日から7日を経過した日以降の日)までを含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

イ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補するため、入札に係る見積金額の100分の5以上に相当する金額を保険会社が保険金として支払うことを約する入札保証保険に係る証券を提出すること。

ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○

〇〇)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

へ 保険期間は、書類の提出日から契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から7日を経過した日以降の日）までを含むものとする。

ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

イ 落札者となった場合に提出を予定している金融機関等（銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が保証する契約保証を予約した契約保証予約証書を提出すること。

ロ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「（支出負担行為担当官 〇〇航空局長 〇〇 〇〇）」と記載するように申し込むこと。

ハ 予約契約者が入札参加者であること。

ニ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。

ホ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。

へ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ト 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる保留も付されていないこと。

チ 契約保証予約証書の契約希望金額は入札に係る見積金額以上であること。

リ 契約保証の予約に係る保証金額は契約希望金額の10分の1以上【政府調達に関する協定の適用対象工事は10分の3以上】であること。

(3) 低入札価格調査を受けた者における契約保証の増額について

【政府調達に関する協定の適用対象工事は削除】

入札の結果、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第265号）第86条第1項に定める低入札価格調査の対象となった場合には、契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書に係る保証金額が入札金額（税込み）の10分の3以上の金額となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

(4) 契約保証金への振り替え時の取扱い



落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債の全部又は一部に振り替えることができる。この場合、契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債の金額は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債の額から入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債の額を控除した金額とする。なお、入札保証金に代わる担保としての銀行等の保証又は入札保証保険契約の締結の場合にあっては、契約保証金に代わる担保としての銀行等の保証又は履行保証保険契約の締結の全部又は一部に振り替えることはできない。

(5) 提出の方法

- ① 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）  
【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日まで】  
（利付国債の提供の場合は平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇））まで  
【※競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までに振替手続きが完了するのを考慮した期日】  
但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く10時00分から17時00分までの間。
- ② 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
〇〇航空局〇〇課〇〇係 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- ③ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。ただし、提出の期限の日までに必着とする。
- ④ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(6) 以下のいずれかに該当する場合は、入札に関する条件に違反したものとして、入札参加者のした入札を無効とする場合がある。

- ① 提出の期限の日までに入札保証金が未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）
- ② 入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者
- ③ 入札保証金の納付等に係る書類に記載漏れや誤記といった不備がある場合（ただし、発注者名、入札件名といった軽微な誤記である場合を除く。）
- ④ 入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者
- ⑤ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者又は保証金額が入札金額（税込み）の100分の10【政府調達に関する協定の適用対象工事は100分の3】に満たない者

【注】入札保証金の取扱いに関する試行についての追記事項としての記載例とする。